

建築物清掃業の登録基準

物的要件	・真空掃除機。 ・床みがき機。 ※ ◦ は、主要な機械器具（変更時に届出が必要）			
人的要件	監督者等	名称	資格の種類	提出する書類
		清掃作業監督者	清掃作業監督者（再）講習会 修了者	清掃作業監督者（再） 講習会修了証書の写し
人的要件	従事者研修	ア 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。		
		イ 登録を受けようとする者又は法 12 条の 6 第 2 項の指定団体が実施主体となつて定期的に行われるものであること。		
人的要件	従事者研修	ウ 研修内容が、 「清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用方法」 「清掃作業の安全及び衛生」 に関するものであること。		
		エ 研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。		
人的要件	従事者研修	オ 研修時間が年 7 時間以上であること。		

その他の要件	一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。 九 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 十 建築物維持管理権原者又は法第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
---------------	--